

一般社団法人 日本・大湾区・海南自由貿易港投資促進連合会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本・大湾区・海南自由貿易港投資促進連合会と称する。
(英文表記：Japan・Greater Bay Area・Hainan Free Trade Port Investment Promotion Federation)と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、政府の政策に従い、中長期的視点に立脚して、日本企業の对中国の大灣区・海南自由貿易港投資及び中国企業の対日本投資をサポートし、日本企業及び大湾区・海南自由貿易港企業の相互協力と交流を促進し、会員企業の発展と地域経済の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本・大湾区・海南自由貿易港投資関連情報の収集・整理・分析・調査
- (2) 日本・大湾区・海南自由貿易港個別投資相談を通じる投資活動の支援
- (3) 日本・大湾区・海南自由貿易港投資活動に係わるトラブルの処理・解決の支援
- (4) 日本企業と大湾区・海南関連団体、機構等との相互交流のための事業
- (5) 会員ならびに関係者の視野とビジネスチャンスを広げるための海外視察活動
- (6) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。
2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上30名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって選定し、代表理事をもって理事長とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第24条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第27条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第33条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 東京都中央区晴海3-13-1-2915

設立時社員 裴 漫玉

住所 中国上海市长宁区929弄2号101A

設立時社員 児玉 賢治

住所 中国上海市徐汇区凱浜路183号保利西岸中心B座903室

設立時社員 陸 宇

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本・大湾区・海南自由貿易港投資促進連合会設立のため、設立時社員裴 漫玉外2名の定款作成代理人司法書士法人溝淵司法綜合事務所社員溝淵哲史は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和5年9月日

設立時社員 裴 漫玉

設立時社員 児玉 賢治

設立時社員 陸 宇

定款作成代理人

川崎市中原区新丸子町915番地20

司法書士法人 溝淵司法綜合事務所

社員 溝淵哲史